

令和3年度 各事業におけるトラブル事象の水平展開状況（令和3年度発生トラブル分）

資料3別紙4

No	事業名	発生年月日	件名	概要	発生事業所での対応	北九州PCB処理事業所での対応	豊田PCB処理事業所での対応	東京PCB処理事業所での対応	大阪PCB処理事業所での対応	北海道PCB処理事業所での対応
1	北九州	令和3年4月23日	ボイラー用重油の建屋外漏洩	1期施設3階ボイラー室内重油タンクのベント管を經由して1階の建屋外のアスファルト上に重油が漏洩した。（漏洩した重油はPCBの含有なし、建屋外漏洩量約7L） 原因は、担当者がブロー水温度計交換のために遮断した計装電源が重油タンクレベルセンサーにもつながっており、電源遮断に伴い制御システムが重油タンクの重油が不足していると誤認し重油の供給が開始されたが、通常時には自動で停止する重油の供給が電源遮断により停止しなかったことであった。	対策として、以下を実施。 ①計装電源遮断にあたっての複数人による事前確認、各部門の情報の共有の徹底。 ②計装回路電源図面等への補足の記入。 ③燃料設備作業時の供給ライン閉止の徹底。 ④計装電源遮断時自動弁が安全側に作動することの確認。 ⑤当該重油タンクのレベルセンサーの別電源による2重化。	発生事業所	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・機器の整備調整作業では作業内容をJESCOと運転会社双方が共有してから作業していることを確認。 ・電源遮断により外部漏洩の恐れがあるタンクがないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・電源遮断作業は作業手順書を作成しJESCOもチェックしていることを確認。 ・電源遮断により外部漏洩の恐れがあるタンクがないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・電源遮断作業は図面も含めた要領書を作成しJESCOもチェック後、双方で確認。 ・電源遮断により外部漏洩の恐れがあるタンクがないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・電源遮断作業の環境設定はJESCOもチェックしていることを確認。 ・電源遮断により外部漏洩の恐れがあるタンクがないことを確認。
2	北九州	令和3年6月18日	1期施設先行解体工事における労災（左手人差指骨折）	2階で作業していた作業員が、3階でバウンドして落下してきたグレーチングにより左手人差指を骨折した。（約3か月間の通院と診断） 原因は、4階で行われていたグレーチングの切断作業での固縛等の落下防止措置が不十分であったこと、3階部分の手すりでの落下防止養生が不十分であったこと、落下物の飛来距離に対する認識不足により結果的に上下作業となったことであった。	JESCOとして、施工業者に厳重注意し再発防止策の徹底を指示するとともに、パトロール等の安全管理の強化を行った。 施工業者では、固縛等の落下防止措置、落下防止養生を確実に実施するとともに上下作業を原則禁止とした。	発生事業所	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・階下への工具や部品等の落下を防止するため床や手すりへの養生を実施。
3	北海道	令和3年8月13日	2系プラズマ溶融分解炉で溶融缶破裂による送気用蛇腹ホースの焼損	プラズマ溶融分解炉内で溶融缶が破裂し、炉内の溶融スラグが飛散したことにより、送気用蛇腹ホースが焼損し消火器で消火した。 原因は、溶融缶内の汚泥中の水分が炉内で瞬間的に蒸発し、缶内圧が上昇が生じて破裂に至ったためであった。水分がある溶融物は27Lベール缶に吸収剤を用いて詰め替えることとしているが、担当者間の情報伝達がうまくいかず、200Lドラム缶に吸収剤を使用せずに詰め替えた。	対策として、以下を実施。 ①保管事業者における他の汚染物の事前情報をシートにより提出いただくことを要請。 ②各工程で書類で引き継ぎする業務フローへ見直すとともに、詰め替えの量などを示した表を詳細なものに見直した。 ③見直し内容及び液体廃棄物処理の危険性についての教育を実施。 ④蛇腹ホースを、難燃性のホース（特殊コーティングガラスクロス製）に変更するとともに、飛散防止カバーを設置した。	・事業所内、運転会社に液体溶融時の危険性についての注意喚起を実施。 ・汚泥を含むその他汚染物は全て27Lベール缶を使用し、液状物がある場合は吸収剤を使用し遊離水が存在しない状態で処理していることを確認。 ・ホースを難燃性ホースに交換。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・事前情報と異なる搬入物があった場合のJESCOによる確認を徹底していることを確認	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・作業手順書にない処理の場合はJESCOから指示書を発行していることを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・通常時と異なる処理を行う場合は業務連絡簿を発行し、双方で確認。	発生事業所
4	北海道	令和3年9月1日	冷水ユニットの定期点検作業中における冷媒回収ポンベからの冷媒漏洩	冷水ユニットの点検で冷媒ガス回収中、回収ポンベの可溶栓より冷媒ガスが漏洩した。 原因は、冷媒回収作業中に、作業者が現場を離れたこと、回収ポンベの温度管理に関する具体的な手順書がなく、回収ポンベの温度管理が不十分であったことから、回収済みポンベの温度上昇に対応できなかったことであった。	点検会社に当該作業を2名以上で行うことを徹底させるとともに、当該作業に係わるマニュアルを作成させJESCOも確認した。 JESCOによるパトロールを強化した。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・フロン取扱い講習を受けた作業者がポンベ冷却や現場を離れない等、基本ルールを守っていることを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	発生事業所
5	北海道	令和3年9月4日	攪拌洗浄設備 定期点検期間中における第12槽床面に洗浄溶剤の漏洩	定期点検で設備が停止中に攪拌洗浄設備第12槽の配管のダイヤフラム弁から洗浄溶剤が漏洩した。（漏洩した液のPCB濃度1.83mg/kg、漏洩量約3L、建屋外への影響なし） 原因は、配管内に液が密封（液封）され、空調設備停止に伴う室温の上昇とともに配管内の温度が上昇、液が膨張したため、劣化していたクッションゴム（ダイヤフラム弁の一部）から漏洩が生じた。	対策として、以下を実施。 ①工事実施前の「室温の上昇等による配管内の圧力上昇可能性の有無」についての確認、液封状態が発生する可能性がある場合は当該配管内の液抜きを徹底。 ②攪拌洗浄エリア内の全ての弁の目視点検、計画的に交換するとともに、攪拌洗浄エリア外の弁についても、外観目視点検を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・設備停止時には環境設定書を作成し液封状態の発生を防止していることを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・設備停止時には作業手順書を作成し液封状態の発生を防止していることを確認。 ・ダイヤフラム弁の目視点検を実施し問題ないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・設備停止時には作業手順書を作成し液封状態の発生を防止していることを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・設備停止時には作業環境設定を実施し液封状態の発生を防止していることを確認。	発生事業所
6	北海道	令和3年10月21日	攪拌洗浄設備 第1槽 レベル計接続部から床面に洗浄溶剤の漏洩	運転中の攪拌洗浄設備第1槽の液面レベル計に接続しているフレキホースより洗浄溶剤が漏洩。（漏洩した液のPCB濃度263mg/kg、漏洩量約1.2L、建屋外への影響なし） 原因は、当該フレキホース内面にき裂があったため。き裂の原因はフレキホースの接続部が曲がっていたこと、洗浄槽の振動により繰り返し変形が生じやすかったことであった。	攪拌洗浄槽のレベル計には洗浄溶剤が通るフレキホースが2本あり、当該第1槽に加え全12槽分の24本について交換した。交換にあたっては、フレキホースは屈曲させず直管で使用し、エルボ配管を組合せて工事を実施した。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・フレキホースで極端に曲げて使用している箇所がないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・フレキホースで極端に曲げて使用している箇所がないことを確認。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。	・事業所内、運転会社に注意喚起を実施。 ・フレキホースを屈曲させて使用している箇所がないことを確認。	発生事業所